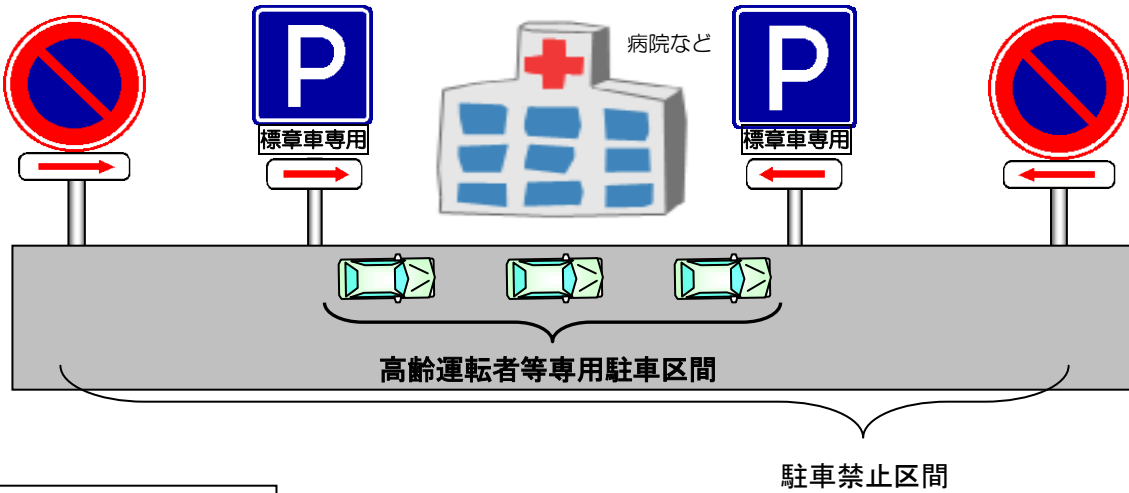


別添

「高齢運転者等専用駐車区間制度」 平成22年4月19日から導入

～高齢者、身体の不自由な方、妊娠している方などのための専用駐車区間です。～

高齢運転者等専用駐車区間とは？

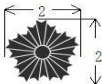


利用できるのは

- 高齢者マークの対象者（70歳以上） 【道路交通法第45条の2第1項第1号】
 - 身体障害者マーク・聴覚障害者マークの対象者 【同項第2号】
 - 妊娠中または出産後8週間以内の方 【同項第3号】
- ※ ただし、普通自動車を運転することができる運転免許を受けている本人が申請して交付された「標章」が必要となります。

標章について

高齢運転者等専用駐車区間のご利用には、本人の申請によって交付される次の「専用場所駐車標章」が必要です。

見本	第 年 月 日
専用場所駐車標章	
登録（車両）番号	
道路交通法第45条の2第1項 第1号 第2号 第3号 に該当	
	公安委員会 印
<small>標章車に限り駐車・停車することができる区間・場所に駐車・停車するとき、普通自動車の前面（前面ガラスがある場合は、その内側）の見やすい箇所に、この面に表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。</small>	

別添

- 標章の申請先
住所地を管轄する警察署
- 標章の申請に必要なもの
 - ・ 標章申請書（申請書は、警察署窓口にあります。）
 - ・ 運転免許証
 - ・ 自動車検査証
 - ・ （妊娠中または出産後8週間以内の方は）
妊娠の事実または出産の日を証明できる書類（母子健康手帳等）

標章の使用方法

- 標章の交付を受けた本人が運転している場合のみ駐車できます。
- 標章に登録（車両）番号が記載されている普通（軽も含む）自動車のみ駐車できます。
- 標章は、駐車している間、フロントガラスの内側の見やすい箇所に、表面が前方から見やすいように掲示してください。

ご注意

- 標章の譲渡や貸与はできません。（違反した場合には、罰金等の対象となります。）
- 高齢運転者等専用駐車区間に高齢運転者等以外の方が駐車した場合は駐車違反となり、他の場所より2,000円高い反則金・放置違反金が課されます。

県内の高齢運転者等専用駐車区間

番号	駐車区間場所	周辺施設
1	長野市若里6丁目	長野赤十字病院、長野市保健所
2	長野市大字鶴賀西鶴賀町	長野中央病院
3	飯山市飯山	飯山郵便局
4	上田市大手1丁目	上田市役所
5	上田市天神4丁目	上田駅
6	諏訪市大手1丁目	上諏訪病院、児童遊園地
7	伊那市坂下	伊那郵便局
8	飯田市銀座2丁目	商店街
9	松本市開智2丁目	松本城、旧開智学校
10	松本市県1丁目	蚕糸記念公園、あがた児童館

詳しくは、住所地を管轄する警察署にお問い合わせ下さい。